

議 事 録

第 16 回 定 例 総 会

平成30年11月9日

太田市農業委員会第16回定例総会議事録

開会日時 平成30年11月9日(金) 午後 2時
閉会日時 平成30年11月9日(金) 午後 3時10分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (21人)

2丸山 忠	3木暮 昌弘	4中村 博正	5遠坂 修一
6藤生 博	7吉田 清和	8牛久保 榮治	9小林 良孝
10糸井 敏幸	11岡田 貴男	12塚越 寶	13山田 清作
14高柳 章	15石原 孝志	16新井 章夫	17清水 由紀江
18武内 満	19藤本 富久	20茂木 利子	21片亀 昌子
22中村 薫			

欠席委員
(0人)

出席職員 (8人)

小林局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 宮崎係長代理
西野目係長代理 青木主任 野村主事

会議に付

議案第1号	農地法関係許可取消願について	(会長)
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	(会長)
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)

報告事項

報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第16回農業委員会定例総会を開催いたします。

3 会期の決定

事 務 局 出席者21名、過半数以上の出席なので、本日の定例総会は成立することをご報告いたします。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。

会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは11番 岡田 貴男 委員 と 12番 塚越 寶 委員 のお二人をお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正が4件ございます。議案書3頁をお開きください。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、番号4番は平成30年10月30日付けで取下げとなりました。本件取下げに伴いまして、議案書2頁の右上の提出件数を11件から10件に訂正をお願いします。つづきまして、議案書4頁の番号10番について、自作地の46アールを削除していただき、借入地が46アールとなります。つづきまして、議案書6頁をお開きください。農地法第4条の規定による許可申請について、番号1番の施設の概要欄に太陽光パネル480枚と

ありますが、正しくは648枚となります。以上です。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が、会長あてにあったので、審議を求めます。提出件数は1件です。事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 1番 新田大町の土地 826 m²について、農作業所用地として許可を得たが、建築の計画がなくなったため、許可を取り消すものです。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 15番委員 番号1番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果を報告いたします。現地を確認したところ、農地のため特に問題なく、取消相当と意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。
- 議 長 つづきまして、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請が会長あてにあったので、処分の決定を求めます。提出件数は10件です。事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数10件について、朗読し詳細に説明する。

1番 由良町の土地 畑 2,711 m² 外9筆 計9,989 m²を相続承継人として承継し、農業に精進したい。

2番 台之郷町の土地 畑 117 m²を市有財産売払申請手続完了に伴い、市より払い下げを受けたい。

3番 東長岡町の土地 畑 64 m²を譲り受け、経営規模を拡大したい。

5番 新田村田町の土地 畑 989 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

6番 新田村田町の土地 畑 991 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

7番 新田市野倉町の土地 畑 11,604 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

8番 新田市野井町の土地 田 2,122 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

9番 新田上中町の土地 畑 760 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

10番 新田金井町の土地 畑 742 m² 外1筆 計1,240 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

11番 新田萩町の土地 畑 349 m² 外5筆 計1,598 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

なお、番号1番から11番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長 事務局の提案が終わりましたので、各案件について地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、第5地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。

4番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は祖母の死亡により、公正証書による遺言書もあり、相続承継人として継承し、農業に精進したいとのことです。申請人は父母と兄弟の4人で花卉栽培を中心に農業経営を行っており、花卉選別梱包機その他農機具等も充実しております。所有する由良町と西新町の計8筆の農地はビニールハウス栽培と一部稲作で全て適正に耕作されております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないも

のと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

20番委員

番号1番の農地性について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、新田市野井町及び新田金井町の申請地は、農地のため特に問題もなく、許可相当との意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長

ただいま、第1地区協議会及び第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長

つづいて、番号2番と3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番委員

番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人が管理している農地の中に元々水路であった土地があり、今回、この水路を払い下げにより取得するものです。譲受人は、所有する農地をすべて耕作し、必要な農機具等も所有しております。現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします

13番委員

つづいて番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は東長岡町で農業を営んでおり、経営規模を拡大するために申請地を取得するものです。譲渡人は高齢になり農業を継続することが困難になり譲渡するものです。譲渡人は農機具を所有し営農を継続しております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題

ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号2番と3番について報告がありました
ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。

番号2番と3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番と3番を許可とすることに決定
します。

議長 つづいて、番号5番から11番について第5地区協議会の調査した意
見結果を報告願うわけですが、20番委員は番号7番の議事に参与す
ることができませんので、まず、番号5番と6番について、第5地区
協議会で調査した意見結果を報告願います。番号5番から11番につ
いて、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

20番委員 番号5番と6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに
基づき調査した結果を報告いたします。

番号5番と6番の譲受人と申請理由が同一であり関連がありますので、
一括して報告いたします。譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり、
経営規模拡大のために取得するものです。番号5番と6番の譲渡人は
兄弟であり、いずれも高齢で耕作できないため、譲渡するものです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判
断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たし
ていると意見決定しました。

番号5番と6番について、再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたし
ます。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号5番と6番について報告がありま
したが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。

番号5番と6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号5番と6番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 つづいて、番号7番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、番号7番つきましては20番委員は議事に参与することができませんので、退出をお願いします。
- (20番委員 退室)
- 2番委員 番号7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり、経営規模拡大のために申請地を取得するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第5地区協議会より番号7番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。
番号7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号7番を許可とすることに決定いたします。
20番委員は入室してください。
- (20番委員 入室)
- 議長 つづいて、番号8番から11番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 番号8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申請は経営規模拡大のためであり、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許

可要件を満たしていると意見決定しました。なお、申請地については譲受人が何年も依頼されて耕作しており、耕作されていることを確認しております。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

15番委員

つづいて番号9番から11番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号9番について報告いたします。譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申請は経営規模拡大のためであり、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

つづいて番号10番について報告いたします。譲受人は、所有する農地をすべて耕作し、必要な農機具等も所有しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

つづいて番号11番について報告いたします。譲受人は、所有する農地をすべて耕作し、必要な農機具等も所有しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

番号9番から11番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号8番から11番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。番号8番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号8番から11番を許可とすることに決定いたします。

議長 つづきまして、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請が会長あてにあつたので、審議を求めます。

提出件数は6件です。事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 1,591 m² 外2筆 計4,356 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ヘクタール未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

太陽光発電施設用地として転用するものです。

2番 由良町の土地 85 m²、農地区分は第二種です。

農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

3番 長手町の土地 225 m²、農地区分は第二種です。

農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

4番 上強戸町の土地 1,676 m² 外1筆 計3,568 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

5番 新田上田中町の土地 54 m² 外1筆 計369 m²、農地区分は第二種です。

農業用倉庫・車庫用地として転用するものです。

6番 大原町の土地 834 m²、農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設を建設する場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。

農業用倉庫・露天駐車場用地として転用するものです。

議長

事務局の提案が終わりましたので、各地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番と2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員

番号1番につきまして、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

申請人は不動産業を営んでおり、相続により受けた土地を管理してき

たが、耕作が困難な農地の有効利用のため、申請地に太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、西は道路を挟んで宅地、南は宅地、北と東は田となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

1 2 番委員

つづいて番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

申請人は住宅を新築するにあたり、宅地への出入口として利用していた土地が農地であることが判明したため、申請地を出入口として利用するために、是正するものです。現地を確認したところ、南は道路に接続し、西は隣家の入口、北は申請人の宅地となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ただいま第1地区協議会より、番号1番と2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号1と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定します。

議 長

つづいて、番号3番と4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 8 番委員

番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

夫の死亡による相続の際に調査したところ、許可を得ずに宅地として利用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

3 番 委 員

つづいて番号4番について報告いたします。申請地は用水路から漏水があり、土地が湿り、耕うんが困難なため、嵩上げし畑地として利用するために一時転用するものです。今までは小麦の栽培でしたが、畑地では茄子の栽培を行う予定です。現地を確認したところ、周囲は、

東と西が用排水路、北は用水路、南は用水路と道路に接しています。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。番号3番と4番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、第3地区協議会より、番号3番と4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。

番号3番と4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番と4番を許可とすることに決定いたします。

議長 つづいて、番号5番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 番号5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。調査したところ、許可を得ずに農業用倉庫・車庫として使用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、南は道路、北と東は畑、西は宅地となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より、番号5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。

番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。

議長 つづいて、番号6番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 17番委員 番号6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請人は農業法人を設立しており、従業員と研修生を雇い、大規模農業を営んでおります。不足している農業用資材を保管するための倉庫及び農作業用トラックの駐車場として使用するために申請地を取得するものです。現地を確認したところ、北は道路と宅地、西は宅地と農地、東は道路、南は高圧線鉄塔が建っており、不都合が生じた場合は早急に対処するとのこと。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より、番号6番について報告がありました。が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。番号6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号6番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 つづきまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長あてにあったので、審議を求めます。提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 大原町の土地 204㎡について、当初作業用地として許可を得て目的通りに使用したが、地目変更せずに建物を撤去してしまったため、今度、一般住宅用地として使用するにあたり計画変更するものです。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。申請人は作業所用地として転用許可を受けましたが、この度一般住宅を建築するにあたり、計画変更する

ものです。承継者は申請地を父から借り受け自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周辺農地に対する支障もなく、承認相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定します。

議 長 つづきまして、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請が、会長あてにあつたので、審議を求めます。

提出件数は35件です。事務局より、一括提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数35件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林南町の土地 382 m² 外1筆 計 445 m²、農地区分につきましては、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件につきましては同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。一般住宅用地として転用するものです。

2番 高林南町の土地 44 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

3番 高林北町の土地 1,768 m²のうち300 m²、農地区分につきましては、「今後長期にわたり農業上の理由を確保すべき区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設を建設する場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件で農用地区域内農地と判断されたものについては同様の理由から、説明を省略させていただきます。

農業用施設用地として転用するものです。

4番 細谷町の土地 14 m²、農地区分につきましては、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地」の理由から、第三種農地と判断されます。露天駐車場用地として転用するものです。

5番 別所町の土地 250 m²、農地区分につきましては、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で、概ね10ヘクタール未満の農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては説明を省略させていただきます。一般住宅用地として転用するものです。

6番 東長岡町の土地 88 m² 外1筆 計 393 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

7番 台之郷町の土地 318 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

8番 台之郷町の土地 0.25 m² 外1筆 計 278.25 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

9番 台之郷町の土地 392 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

10番 上小林町の土地 339 m² 外1筆 計 435 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

11番 上小林町の土地 216 m² 外1筆 計 309 m²、農地区分は第二種です。

露天資材置場用地として転用するものです。

12番 龍舞町の土地 303 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

13番 龍舞町の土地 338 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

14番 龍舞町の土地 301 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

15番 龍舞町の土地 170 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

16番 東今泉町の土地 527 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

17番 矢田堀町の土地 957 m²、農地区分は第一種です。第一種農地

は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

18番 原宿町の土地 521 m² 外2筆 計1,252 m²、農地区分は第二種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

19番 原宿町の土地 1,321 m² 外1筆 計2,269 m²、農地区分は第二種です。

店舗用地として転用するものです。

20番 吉沢町の土地 271 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

21番 鶴生田町の土地 720 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

店舗用地の敷地拡張として転用するものです。

22番 新野町の土地 318 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

23番 鳥山中町の土地 400 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

24番 成塚町の土地 31 m²、農地区分は第一種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

25番 大鷲町の土地 2,712 m²、農地区分は第二種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

26番 粕川町の土地 461 m²、農地区分は第二種です。

露天資材置場用地として転用するものです。

27番 新田上江田町の土地 1,470 m²のうち980 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電用地として転用するものです。

28番 新田上江田町の土地 376 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

29番 新田上田中町の土地 1,995 m²のうち306 m²、農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供する場合」につきまは、例外規定があり問題ないと考えます。

携帯電話無線基地局設置工事用地として一時転用するものです。

30番 新田大町の土地 500 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

31番 新田萩町の土地 1,169 m²、農地区分は農用地区域内農地です。
牛舎用地として転用するものです。

32番 山之神町の土地 809 m² 外1筆 計3,769 m²、農地区分は第一種です。

工場用地として転用するものです。

33番 山之神町の土地 520 m²、農地区分は第一種です。

建売分譲住宅用地として転用するものです。

34番 大原町の土地 280 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

35番 大原町の土地 620 m² 外1筆 計1,720 m²、農地区分は第一種です。

建売分譲住宅用地として転用するものです。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から5番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員

番号1番から4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号1番と2番について、譲受人が同一であり申請地が一体利用であるため、一括して報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は畑に囲まれており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号3番について報告いたします。譲受人は高林北町を中心に約20ヘクタールを耕作しており、大型トラクター2台、コンバイン、田植え機等の農機具の保管場所が必要なため、申請地に農業用施設を設置するものです。現地を確認したところ、北は申請人の宅地、南は田、西は水路を挟んで田、東は道路を挟んで田となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号4番について報告いたします。譲受人は隣接地に事務所を設置しており、来客用駐車場が不足しているため、申請地を取得し、駐車場として利用するものです。現地を確認したところ、南は道路を

挟んで宅地、北と西は譲受人の事務所と一体利用される宅地、東は田の侵入路となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号1番から4番について、再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

12番委員 つづいて番号5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北と東は道路、南は住宅、西は休耕地となっております、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から5番について、報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号1番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から5番を許可とすることに決定します。

議長 つづいて番号6番から20番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

13番委員 番号6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は社宅に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南側は農地、西側は分譲予定地、東側は分譲地、南と北側は道路となっております、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

9番委員 番号7番から11番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号7番から9番について、譲渡人と転用目的が同一で申請地が近接しているため、一括して報告いたします。それぞれ申請地を取得し、自己の住宅を建築ものです。現地を確認したところ、北と東側は道路、南側は住宅となっております、周辺農地への支障もなく、問題

ないと思われ、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号10番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東側は道路、西側は畑、南側は工場、北側は宅地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないと思われ、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号11番について報告いたします。譲受人は建設業を営んでおり、資材置場が不足しているため、交通の便の良い申請地を賃借し、資材置場として利用するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないと思われ、許可相当と意見決定しました。

番号9番から11番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

9番委員

つづいて番号12番から15番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号12番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、子供の成長に伴い手狭なため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北と東は宅地、南は畑、西は道路となっており、周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号13番から15番について、譲渡人と申請理由が同一で申請地が近接しているため一括して報告いたします。譲受人はそれぞれ借家に住んでおり、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南、西、北は畑で、東は道路となっており、周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号12番から15番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

13番委員

つづいて番号16番から20番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号16番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、子供の成長に伴い手狭なため、申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北側は宅地、南側は畑、東と西側は道路です。周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号17番について報告いたします。譲受人は近隣で保育園を運営しており、駐車場が不足しているため、申請地を取得し、職員

駐車場として利用するものです。現地を確認したところ、北側は宅地、南側は保育園、東側は道路、西側は畑となっており、周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号18番について報告いたします。譲受人は東京都千代田区で不動産管理業を営んでおり、申請地西側にコンビニエンスストアを設置するため、申請地を賃借し、不足する駐車場として利用するものです。現地を確認したところ、北と南側は道路、西側は用水路を挟んで議案第5号番号19番の土地、東側は農地となっております。周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号19番について報告いたします。譲受人は近隣に工業団地があり、県道に面し交通の便の良い申請地を賃借し、番号18番の土地と一体利用し、コンビニエンスストアを設置するものです。現地を確認したところ、北、南、西側は道路、東側は用水路を挟んで議案第5号18番の土地となっております。周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号20番について報告いたします。譲受人は土地の贈与を受けるために調査したところ、昭和43年に譲受人の父が農地法の許可を得ずに住宅を建築し宅地として利用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、北、南、西側は道路、東側は農地となっており、周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号16番から20番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- | | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | ただいま、第2地区協議会より、番号6番から20番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。
番号6番から20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、番号6番から20番を許可とすることに決定します。 |
| 議 | 長 | つづいて、番号21番と25番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。 |

18番委員

番号21から23番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号21番について報告いたします。譲受人は隣接地でコンビニエンスストアを経営しており、店舗建替えに伴い、利便性の向上を図るため、申請地を賃借し、敷地を拡張するものです。現地確認をしたところ、南は店舗、北は田、東は道路となっております。北側の田との境界にはフェンスを設置することから、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号22番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地確認したところ、申請地の東側は住宅、西側は資材置場、北側は道路を挟んで住宅で、周囲は住宅で囲まれており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号23番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、実家に隣接する申請地を叔父より譲り受け、分家住宅を建築するものです。現地確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号21番から23番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

3番委員

番号24と25番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号24番について報告いたします。譲受人は申請地近隣で美容室を開業するため、申請地を取得し、不足する駐車場として利用するものです。周囲は、東側は宅地、西と北側は道路、南側は申請地が三角形であるため西側に接しております。現地確認をしたところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号25番について報告いたします。譲受人は申請地隣接で太田強戸パーキングエリアを運営している施設管理業者であり、申請地を取得し、不足している従業員駐車場として利用するものです。周囲は、南と東側は道路、北側は水路、西側は農地となっております。現地確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号24番と25番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議 長 　　ただいま第3地区協議会より、番号21番から25番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
- 議 長 　　ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
番号21番から25番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号21番から25番を許可とすることに決定します。
- 議 長 　　つづいて番号26番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 14番委員 　　番号26番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は土木工事業を営んでおり、現在借用している資材置場を返却することとなったため、申請地を取得し、資材置場として使用するものです。現地を確認したところ、南側は宅地、東側は側溝を挟んで住宅地、北側は休耕中の畑、西側は道路と住宅となっており、周辺農地への支障もなく、また、転用により被害が生じた場合は早急に対処することになっていることから、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 　　ただいま、第4地区協議会より、番号26番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
- 議 長 　　ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
番号26番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号26番を許可とすることに決定します。
- 議 長 　　つづいて、番号27番から31番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 　　番号27番から29番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号27番について報告いたします。譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を賃借し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、東と南は宅地、北は畑、西は道路となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号28番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、手狭になったため、申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東は道路、西は農地、南は宅地、北は譲渡人の農地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号29番について報告いたします。譲受人は建設業を営んでおり、隣地に携帯電話無線基地局を設置するにあたり、申請地を借り受け、鉄板を敷いて工事用地として一時転用するものです。現地を確認したところ、北と西は農地、東と南は道路となっております。周辺農地への支障もなく、問題ありませんが、地区協議会終了後に申請人から工事計画の見直しに伴い、工事用地として利用する場所及び工事期間に変動が生じたため、本件申請を取下げ、改めて申請したい旨の連絡がありました。取下げ願いの申請が本日までに間に合わなかったため、本件については保留とし、取下げ指導と意見決定しました。番号27番から29番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

15番委員

つづいて番号30番と31番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号30番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は宅地と道路になっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号31番について報告いたします。譲受人は畜産業を営んでおり、調査をしたところ、許可を得ずに、牛舎として隣接地と一体で使用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、北が牛舎、その他農地となっておりますが、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号30番と31番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長 ただいま、第5地区協議会より番号27番から31番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
- 議長 番号27番と28番を許可とし、29番を保留し、取り下げ指導をすることとし、30番と31番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号27番と28番を許可とし、29番を保留し、取り下げ指導をすることとし、30番と31番を許可とすることに決定します。
- 議長 つづいて、32番から35番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号32番と33番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
- 6番委員 はじめに番号32番について報告いたします。譲受人は申請地北側で合成樹脂製造販売業を営んでおり、業務拡張し工場を建築して増産するため、申請地を取得し、工場用地として使用するものです。現地を確認したところ、北は譲受人の工場、西と東は道路、南は譲受人の畑となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
- 6番委員 つづいて番号33番について報告いたします。譲受人は建設業・不動産業を営んでおり、申請地を取得し、建売分譲住宅を建設するものです。現地を確認したところ、北は北関東自動車道、西と南は道路、東は宅地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
- 6番委員 番号32番と33番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 17番委員 番号34番と35番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
- 17番委員 はじめに番号34番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、子供が成長し、将来のことを考え、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南と北は道路、西は農地、東は住宅地となっており、周辺農地

への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
つづいて番号35番について報告いたします。譲受人は建設業を営んでおり、小学校や北関東自動車に近い申請地を取得し、建売分譲住宅を建設するものです。周囲は、東は宅地、北と西は農地、南は道路です。転用の際には付近の農作物に被害がないように十分注意することです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号34番と35番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より、番号32番から35番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 他にご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
番号32番から35番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号32番から35番を許可することに決定します。

なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更が無い場合の許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議長 以上で、審議は終了いたしました。報告第1号は先月農業会議に意見聴取した、10月分の許可書の取り扱いにかかわる、太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり許可書交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。

つづいて、報告第2号から第5号まで一括して事務局より報告を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について8件提出されております。

内訳につきましては、田3筆 3,002.00 m²、畑6筆 931.00 m² 計9筆 3,933.00 m²となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

つづきまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について38件提出されております。内訳につきましては、25ページをご覧ください。田20筆 11,510.00 m²、畑32筆 10,448.91 m²、計52筆 21,958.91 m²となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

つづきまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は3件となっております。内容につきましては記載のとおりです。

つづきまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は16件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。以上、報告させていただきます。

議	長	ただいまの太田市農業委員会会長専決規定による報告と専決処分等について、ご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	その他にご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	質問等無いようなので、以上で第16回定例総会を終了し散会とします。長時間に渡りご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 平成30年11月9日（金） 午後3時10分

標記顛末について、相違ないことを確認しここに署名押印する。

議 長

署名委員 1 1 番

署名委員 1 2 番